

**「審議のまとめ（素案）」について**

**「特異な才能」の考え方・使い方**

松村 暢隆



## ● 「特異な才能」は広い意味の才能を表す

- 「特異な才能（のある児童生徒）」は“gifted”に対応した広い意味
  - ▲ 領域・特性・程度が限定されない（p.1, 注1）
    - \* 「特異な = 突出した」（特に理数分野で）ではない
- “gifted”の訳語として「ギフテッド」は有識者会議では使用しない
  - ▲ 突出した才能、困難を併せもつ等、限定された使い方が既に広まっているため（p.1, 注1）：含意が明確に伝わるか意識すべき
- 教育行政の用語として、新しい理念の取組を象徴するキーワード
  - ▲ 「才能」では一般的すぎる
- 日常的な慣用、学術用語（教育学・心理学）では制約されない
  - 「才能」（giftedness/talent）
  - 「才能のある子(ども)/児童/生徒」（広い意味）
  - 「才能児」（才能が識別されたプログラム対象児）、等

## ● 「特異な才能」は個別プログラム・施策で見いだされる

- 「特異な才能」を一義的に特定の基準・数値で定義しない (p.16)
  - 才能の把握は個別プログラム・施策の目的・内容に応じて、**実施主体**が個別に行う (p.1, 注1; p.17, 注26)
  - **具体的な取組**ではどんな意味に**特化**しているのか明示が望まれる
    - ▲ **どんな領域・特性・程度の才能行動・特性**を想定しているのか
- [例]
- 学校外プログラムで突出した理科の探求スキル
    - 不登校/学習困難の児童生徒の優れた算数・数学/国語の学力
    - 通常学級で全ての児童生徒ごとに興味をもてる学習テーマを探る
    - 発達障害の児童生徒の得意な学習内容・方法を活かす
- 関係者（本人含めて）の**共通認識**を得られる

- 「特異な才能のある児童生徒」 を選り分けるのではない
  - 誰が「特異な才能のある児童生徒」かは名指ししない
    - ▲ アメリカの才能教育では最近、選抜した子を“gifted”と呼ばない  
動き：文化・経済的多様性のある子どもに不公正なため  
→ 誰にどんなサービス（指導・支援）が必要かを見分ける
  - 「特異な才能のある児童生徒」とラベル付けすると、同級生等からのねたみ・いじめ・仲間はずれ等、分断・差別が生じ得る（p.17）
  - 教師が「特異な才能のある児童生徒」を選別する責務は負わない
    - ▲ 一律のテストやチェックリストは実施しない
  - 学校で児童生徒に直接関わる教師の理解が一層進むことが期待（p.13）
    - ▲ 才能・困難の表れへの気づき、共感、学び方の工夫は望ましい